



# れんごう ふくおか

No. **334**

RENGO FUKUOKA

2018年6月15日発行  
発行：日本労働組合総連合会福岡県連合会  
発行人：矢田信浩 編集人：上野茂伸  
〒812-0025 福岡市博多区店屋町6番5号 小松ビル  
TEL. 092-283-5529 FAX. 092-283-5611  
連合福岡のホームページ  
<http://www.rengo-fukuoka.jp/>  
連合福岡のメールアドレス  
[info@fukuoka.jtuc-rengo.jp](mailto:info@fukuoka.jtuc-rengo.jp)

## 連合平和4行動スタート!

連合は、毎年6～9月を「全国平和運動強化月間」と設定し、各構成組織・地方連合会との連携により、平和行動を積極的に展開しています。

連合福岡も第20回定期大会（2017.10.27）において、4つの平和行動（沖縄・広島・長崎・根室）について本年度も積極的に参加することとしています。

日本を取り巻く国際情勢は少しずつ変化し始めていますが、いまだに緊張感が漂っています。様々な国との関係や歴史認識、安全保障問題が注目されているなかで、平和行動を通じ、過去の歴史を振り返り、平和の尊さや歴史認識について考えていくことが今こそ必要なのではないでしょうか。

6月23日の沖縄慰霊の日に開催される「連合平和オキナワ集会」を皮切りに本年度の「連合平和4行動」へのみなさんの積極的な参加をお願いします。

### 連合平和行動2018 今後の予定

- 1 平和行動in沖縄**  
2018年6月23日(土)～24日(日)
- 2 平和行動in広島**  
2018年8月5日(日)～6日(月)
- 3 平和行動in長崎**  
2018年8月8日(水)～9日(木)
- 4 平和行動in根室**  
2018年9月8日(土)～9日(日)



2017平和オキナワ集会



2017平和ヒロシマ集会



2017平和ナガサキ集会



2017平和ノサップ集会（根室）

### ついでと 告意～問

都営地下鉄駅の長～いエスカレーター（以下「E S」）、人影まばらな時間帯で昇りは私一人、下りは高齢の女性（漫画「大家さんと僕」の「大家さん」風）が一人、中程ですれ違った。その後中年男性が歩きながら下りて来てまたすれ違う。その暫く後に「バシン！」大きな音が下から聞こえてきた。見るとE Sの降り口手前で歩いていた男性が、右側に立っていた「大家さん」を追い抜いたところ。膝を曲げ軽く前傾した「大家さん」の姿勢から、彼女が飛び上がって着地した時に発された音らしい。状況証拠から「E Sでの歩行を認めない

ため取返して右側に立っていた『大家さん』を、男性が回り込んでまで追い越したことに抗議するため、怒りのジャンプで警告音を発した」と私は推測した。駅などのE Sで歩く人のために右側を開ける習慣が定着している。ラッシュ時も人々は律儀にこれを守るため大渋滞が発生する。「E Sを歩くのは危険」のポスターも効果無し。「やめればいいのに」と思うが、当然の権利として右側を歩く人がいる以上、右側に立つ勇氣は出ない。その日見た「大家さん」は信念に基づく勇氣ある行動だった（と勝手に推測しました）。明日から自分もできるだろうか？背中に「私は右に立ちます」Tシャツでも着ていたらできるか？あれこれ考えてしまった。

# 連合九州ブロック連絡会 2018男女平等参画推進フォーラム

5月12日(土)から13日(日)の2日間かけ福岡市内で開催され、全体で79人、連合福岡からは28人が参加しました。

最初に、連合本部山本和代副事務局長が基調講演を行いました。女性参政権や女性差別撤廃条約採択などにより、男女平等政策に関する法律が充実してきているが、日本国内においては指導的地位に占める女性の割合が極めて低いことを指摘、職場において「男女間賃金差」、そもそも「採用がない」、「女性が教育訓練を受けてない」、「出産後仕事を続けるににくい」など高い壁の存在が女性活躍を阻害しており、男女がともに働きやすい環境を実現することの重要性を訴えられました。また、各地方連合会でも様々な工夫により女性組合員比率・女性役員比率は上昇傾向にあり、「女性の声を直接届けることができるようになった」「多様な取り組みの計画立案ができるようになった」など効果が報告されている。まずは労働組合の運営そのものが、性別や年齢、雇用形態に関わらず多様な仲間が集う魅力と活力ある組織となって運動を推進していくことが必要であるとまとめられました。

その後、各県報告により取り組み状況の共有を図った後、1日目の後半から2日目にかけて「両立支援」「女性の活躍」「ハラスメント」をテーマにグループ討議を行いました。それぞれ出身の組織の規模や取り組み状況も様々な中、各組織での取り組み状況や直面している課題、先進的な取り組みの実例などを共有し、参加者みんなが明日から自分の組合で参考にして具体的な取り組みに繋がる場になりました。

最後に「SOGI (性的指向と性自認) ってなに?」と題し、日本学術振興会特別研究員、広島修道大学非常勤講師の真野豊氏から講演を受けました。講演では、各人の「性的指向と性自認」はグラデーションがあり明確な線引きで分けられるものでない事、性的マイノリティの人口は2015年調査7.6%と推計されており、「どこにでもある課題」であること、性的マイノリティの子どもの64%が自殺を考え14%が未遂という実態があり、早い時期にこの問題をきちんと教育で取り扱うことが必要なことなどを強調され、「誰もが自分らしく生きる事のできる社会」の構築をめざしていくことの大切さを訴えられました。

このフォーラムを機に、改めて「知る事」の必要性の認識を深めることができ、各地方連合会・構成組織で課題解決に向けた取り組みが進められることを期待しながら今後も取り組みを進めていきます。



連合九ブロ 矢田事務局長あいさつ



講演する山本副事務局長



8グループに分かれての分散会



真野豊さんの講演



## ワークルール セミナー 大牟田で開催



熱く語る市川俊司弁護士

“知らない”ことで起こる“労働問題”を“未然防止”することを目的とした、ワークルールセミナーを、5月21日にイオンモール大牟田で開催し、48名の方に参加いただきました。

このセミナーはクイズと講演の2本立てで、初心者向けとなっています。しかし、初心者向けとはいえ、日頃組合に携わっている人でもワークルールについて深く学ぶ機会には中々ないのではないのでしょうか。

今年は参加者アンケートを参考に、講演の内容の一部を見直し、「労働組合の必要性」について学ぶ項目を追加しました。組合員でもそうでなくても受けて良かったと思ってもらえるセミナーを目指して今後も開催を続けていきます。

次回は7月10日(火)18時30分から行橋市の「ウイズゆくはし」で開催を予定しています。お近くの方は是非ご参加ください。

## 青年委員会「政治セミナー」開催

連合福岡青年委員会の「政治セミナー」は、若年層の組合員が政治について理解を深め、労働組合が政治に関わることの重要性を学び、政治意識の高揚と次世代リーダーの育成を目的として開催しています。

今年は5月19日(土)に博多アーバンスクエアビルで開催し、参加者54名、参加議員15名の合計69名の皆さんに参加いただきました。今回は、参加者の居住地域毎にグループ分けした8つの班でグループディスカッションを行い、地域の長所や課題を出し合った後、魅力あるまちづくりについて議員の皆さんと活発な意見交換を行いました。身近な地域の課題に触れることで、参加者にも議員の皆さんにも大変有意義なセミナーとなりました。



グループディスカッションの様子



ディスカッションの内容を班別で発表

# 労働契約法20条に関する最高裁判決についての 相原事務局長談話

2018年6月4日

## 1. 労働契約法20条に関する初めての最高裁判決

去る6月1日、最高裁判所第2小法廷（山本庸幸裁判長）は、有期契約労働者が、無期契約労働者との待遇の相違は、期間の定めによる不合理な待遇差を禁じた労働契約法20条違反であるとして是正を求めた2つの事件（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件）の判決を下した。「労働条件の相違は、労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない」とした労働契約法20条についての初めての最高裁判決であり、不合理性の判断の枠組みを示したことは意義があるものとして受け止める。

## 2. 待遇差の不合理性判断は、個別の賃金項目ごとに判断

運送の仕事に従事する契約社員が正社員との待遇の差の不合理性を争っていたハマキョウレックス事件では、待遇差の不合理性の判断の枠組みが示された。判決は、不合理性の判断にあたって、考慮要素を「職務の内容」「職務の内容及び配置の変更の範囲」「その他の事情」の順に判断した。また、不合理か否かを、賃金総額か個別の賃金・手当項目それぞれで判断するののかという点では、判決は賃金項目ごとにその趣旨に照らして判断した。他方、労働契約法20条違反の効果は、不法行為による損害賠償に留まり、不利益取扱いがなければ処遇されていたと考え得る待遇にする「補充効」は認められなかった。

## 3. 定年後再雇用の事案では、「その他の事情」を考慮

定年退職後の再雇用において、定年前と同様の仕事を行う嘱託社員が正社員との待遇差の不合理性を争っていた長澤運輸事件の判決においては、定年後再雇用の事案であっても労働契約法20条の適用を肯定した。その上で、不合理性判断にあたり、職務の内容及び変更範囲は同一としたが、「その他の事情」として、老齢厚生年金の支給や退職金等を考慮して、一部の手当についてのみ不合理性を認めるに留まった。なお、本判決は、定年後再雇用の場合に賃金を引き下げること広く認めたものではなく、判決の射程と内容の正確な理解が必要である。

## 4. 非正規雇用で働く者の労働条件改善に向け、職場の取り組みを一層力強いものに

連合は、これまでも同じ職場で働くパートや契約社員などの労働条件の改善に取り組んできたが、2018春季生活闘争においては、同一労働同一賃金の法整備に先行し、非正規雇用で働く者の待遇改善の方針を掲げ、成果を勝ち取ってきている。連合は、今回の最高裁判決を受けた動向を注視するとともに、構成組織・地方連合会と一体となって、非正規雇用で働く者の組合加入と労働条件改善に向けて、職場の取り組みを一層、力強いものにしていく。以上

## SCHEDULE これからの主な日程

- 6月20日 ▶ 第27回連合福岡議員懇談会定期総会  
26日 ▶ 第3回役員推薦委員会  
// ▶ 第7回政治センター委員会  
// ▶ 第8回四役会議  
27日 ▶ 第10回社会連携講座  
29日 ▶ 第9回執行委員会  
7月4日 ▶ 第11回社会連携講座  
// ▶ 第6回女性委員会役員・幹事会  
// ▶ 連合福岡官公部門連絡会学習会  
5日 ▶ 2018年度連合福岡推薦労働審判員研修会  
11日 ▶ 官公部門連絡会第5回役員・幹事会  
// ▶ 第12回社会連携講座  
18日 ▶ 第13回社会連携講座  
19日 ▶ 2018年度「連合福岡政策・制度セミナー」  
25日 ▶ 第8回政治センター委員会  
// ▶ 第9回四役会議  
// ▶ 連合本部 総対話活動  
27日 ▶ 第10回執行委員会

## ほんでも法律相談

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・  
労福協（地域労福協）に電話で予約して下さい。  
10時～17時（土日祝日を除く）

エリア	6月	7月	エリア	6月	7月
福岡	12日(火) 26日(火)	10日(火) 24日(火)	遠賀川	29日(金)	27日(金)
筑紫・朝倉	5日(火)	3日(火)	北九州	20日(水)	18日(水)
北筑後	19日(火)	24日(火)	京築・田川	6日(水)	4日(水)
南筑後	13日(水)	11日(水)			

※開催済みの日程も掲載しております

ろうきんカードは  
いつでも!どこでも!  
どなたでもつかえる!

**R ろうきん**

主な設置先: LAWSON  
いつでも ATM利用手数料 ¥0!

主な設置先: FamilyMart  
他にも 7-Eleven Daily など

※一部の地域においては、コンビニエンスストア等のATMを地方銀行等の金融機関が設置している場合があります。その場合、地方銀行等の金融機関設置のATMは全国キャッシュサービス(MICS)扱いとなり、ご利用手数料がかかりますので、手数料をキャッシュバック(1回につき108円が上限)いたします。コンビニエンスストア等に設置されているATMがローソン・エイティエム・ネットワース、イーネットであることを確かめようご利用ください。※イーネットについては、鹿児島県内に設置しているATM数が少ないため、ご利用の際はご注意ください。※1日あたりのお引出し限度額は、キャッシュカードが50万円、ICカードが200万円となっています。(最高限度額200万円まで変更できます。)ただし、1回あたりのお引出し限度額は20万円、お預入限度額は50万円となります。

セブン銀行 時間内 ATM利用手数料 ¥0!  
セブン銀行での19:00~7:00のご出金は108円の手数料がかかります。

イオン銀行 ATM利用手数料 ¥0!  
主な設置先:イオン・マックスバリュ ミニストップなど

2017.4

ZENROSAI NEWS

カーライフを応援する、頼れる補償

## マイカー共済

自動車総合補償共済

頼れる補償をお望みの方も、安全運転が長い方も、マイカー共済です。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済福岡推進本部  
(福岡県労働者共済生活協同組合)  
<http://www.zenrosai.coop/>

保障のことなら  
**全労済**  
全国労働者共済生活協同組合連合会  
4017A013